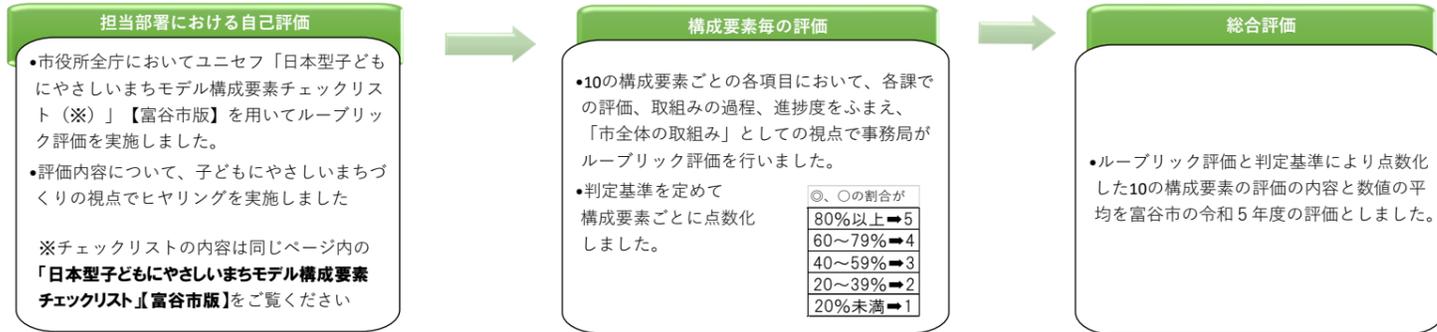


ユニセフ日本型子どもにやさしいまち構成要素による評価【富谷市】(令和5年度)

【評価の流れ】



構成要素	評価	前年度評価	評価理由及び根拠	評価を踏まえた今後の取組み
1 子どもの参画	5	4	子どもの意見の尊重に関して、前年度と比べて、各事業で意識して取り組んでおり、着実に子どもの意見を尊重する意識の醸成は進んでいる。前年度の評価で課題となっていた、子どもにかかわる分野の職員研修においても、子どもと直接かかわる部署をはじめ、試行錯誤しながら取り組んでいる。一方で、行政上の手続きにおいては、子どもが意見を述べるために必要な体制の構築が必要と考えられる。	子どもの意見の尊重について、子どもに関わる分野の職員研修にどのように取り入れていかかは引き続き検討が必要である。また、行政上の手続きについても、法令との関連から子どもの意見聴取の可能な範囲は事業によって異なると考えられるため、子どもの参画や意見聴取を意識して検討していく。
2 子どもにやさしい法的枠組み	4	3	子どもたちに影響を及ぼす計画においては、子どもの権利条約が明記され、各種計画の見直し時には子どもをはじめとした第三者が参加している。また、子どもたちと間接的な関わりとなる部署においても、今後の計画策定時に「子どもにやさしいまちづくり」を新たな視点として成果目標を設定する意向が示されている。一方、各課が作成するすべての計画においては「子どもの権利条約」4つの一般原則の反映や子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための仕組みづくりは進んでいない。	各種計画や条例、規則などの制定や見直しの際には、子どもの権利条約の4つの一般原則の理念が反映されるよう促していく。また、子ども大綱や子ども基本法など、子どもの人権に関する国の指針に沿った内容の検討を意識していく。また、権利侵害に対する救済の確保や権利擁護・苦情申立て手続などについては、他自治体などを参考にしながら引き続き検討を進めていく。
3 子どもの人権を保障する施策	4	4	子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略がないこと、また、項目を、条例にもとめて策定すること。	各戦略策定時には、子どもの権利条約の視点に立ち、子ども自身に影響を与えることに対して、子どもの意見を十分に取り入れる機会を設けていく。
4 子どもの人権部門または調整機構	5	5	富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議設置要綱に基づき推進庁内連携会議、および推進に関する会議を実施している。事務局は、前年度から引き続き子育て支援課・子育て支援センターに設置されており、子どもにやさしいまちの推進や子どもに影響を及ぼす政策の調整に関する取組みとして、富谷市子どもにやさしいまちづくり事業実践行動計画の進捗評価を行った。	今後も事務局が全庁的な推進について働きかけを行い、推進庁内連携会議、推進に関する会議の開催を継続していく。また、実践行動計画の実績評価を行うと共に、次期計画の策定に向けて本市の推進状況や次期の課題について検討を進める。
5 子どもへの影響評価	4	4	総合計画審議会への中学生の参加が継続されており、事業評価のプロセスに子どもの参加がある。また、次期健康推進計画に関する小中学生対象のアンケート実施、子ども子育て支援事業計画の次期策定のためのニーズ調査を実施し、すべての子どもへの影響評価について検討されている。特定集団の子どもたちへの影響を特に勘案した取組みとして、子ども未来応援プラン(子どもの貧困計画)の策定にあたり実態調査・分析を行い、特定集団を含む全ての子どもたちに及ぼす影響を考慮している。	子ども子育て支援事業計画、健康推進計画においては次期計画策定のためのニーズ調査やパブリックコメントが予定されている。これらの機会では十分に子どもへの影響について評価できるよう検討していく。また、子どもに関わる新しい計画である子ども未来応援プランについてはPDCAサイクルで運用評価していくと共に、現在実施に至っている取組みについては今後も継続して子どもへの影響評価を行っていく。
6 子どもに関する予算	5	5	令和5年度に引き続き、令和6年度当初予算においても「子どもにやさしいまちづくり実践予算」として編成しており、子ども関連施策の予算配分が明確に示された。また、予算の執行については行政実績報告書や各種会計決算書により予算配分の公正性について議会で承認を得ている。子ども向けの予算の説明・周知については、昨年度検討段階であった広報紙やわくわく子どもミーティングの資料への掲載が実現し、さらに取組みの推進が図られた。	取組みが推進された内容については、今後も継続して実施していく。予算の使途や、子どもに関する予算などについて、広く子どもたちにも積極的に説明する方法や機会を検討していく。
7 子ども報告書の定期的発行	4	2	子ども報告書という名称の報告書は定期発行されていないものの、行政実績報告書や福祉・教育部署の子どもに関わる計画などでデータの収集や公表はされている。特に令和5年度に策定された子ども未来応援プランにおいては、子どもたち全体および特別なニーズのある子どもたちに関するデータをまとめている。	子どもについてのデータ収集や政策立案への活用について継続していくと共に、本市の子ども報告書のような形で作成していくのか検討を続ける。また、子ども未来応援プランについては、令和6年度に子どもたち自身、また子どものために働く人々に対して配布する予定となっている。
8 子どもの人権の広報	5	5	子どもの人権に関して、既存の計画に盛り込まれてきている。また、子どもにやさしいまちづくり実践行動計画に基づき、行政長官や民生児童委員などの地域住民、妊婦や乳幼児の保護者に対してCFICの周知啓発を行った。子どもに対しては、人権擁護委員と連携したり、教育カリキュラムに組み込んで学校教育全体を通して継続して指導を行っている。市職員に対しては、CFICに関する職員研修を実施し、受講の機会を確保した。子どもの権利認知度の定期的評価については、子ども子育て支援事業に関するニーズ調査(保護者対象)において、子どもの権利についてのアンケートを実施し、検討を始めようとしている。	子どもの人権について、子どもやおとなの間で普及させるための周知啓発を継続していく。また、令和6年度も市職員向けにCFICに関する職員研修を計画し、受講機会の確保と積極的な参加を進めていく。子どもの権利認知度の定期的評価については、おとなだけでなく子どもに対しても定期的に評価する仕組みについて検討していく。
9 子どものための独立したアドボカシー	4	4	子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関(子どもオンブズマンや子どもコミッショナー)の設置を進めること。	今後も全庁的に企業やNPOなどのパートナーシップを推進させていく。また、すでに行われている取組みの中で子ども・若者主導の団体活動が行われている場合には、それらに対する奨励支援方法を検討していく。
10 子どもにやさしいまちづくり宣言を基本とする取組み(富谷市オリジナル要素)	5	5	富谷市オリジナル項目として、全庁的に積極的に実施されている。子どもが健やかに成長できるための取組みとして、健康に関わる各種の助成、学校給食費の完全無償化や、子どもの通学や住環境美化の維持に資する事業の実施など社会全体で子どもを育てる風土の醸成を行っている。また、子どもの意見を聴きまちづくり活かす取組みとして、小・中・高校生それぞれを対象とした事業が実施されており、全庁的な取組みの広がりが見られている。	引き続き富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5本の柱を念頭に置き、継続して全庁的な取組みを行っていく。次年度以降に実施が予定されている事業については、それぞれの事業実施に向けて準備を進めていく。
総合評価	4.5	4.1	※太字は、昨年度より評価が向上した項目	